

福祉のまちづくりとは？（概要版P 2・3参照）

・ **地域福祉 = 地域共生社会**

「人と人とのつながりを大切に……」

「お互いに助け合う関係を築き……」

→ 困りごと、不安ごとの解決のきっかけに何をすればいい？

（一例）

1. あいさつや見守り等をして顔見知りになる。

↓（基本目標1（3）関係） 支え合い・見守り体制の充実

2. 興味のあるいろんな公益的活動（清掃活動やイベント、祭りのお手伝いなど）に参加してみる。 家族や友人を誘ってみる。

↓（基本目標1（2）関係） 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

3. （無理のない範囲で）地域の担い手となり、上記活動を主催、共催することで頼られる存在となる。

（基本目標1（2）関係） 同上

困っている、大変という声をあげるには、顔見知りの関係でないと難しい。知っている関係でないと、その人がしんどいかどうかすらわからない。



◆ 相互の助け合い、見守りの例

・ 「ふれあい・いきいきサロン」（別紙）

・ 「広陵ささえ愛（協議体）」（別紙）

・ 「児童・生徒登下校の見守り」（別紙）

・ 「介護予防リーダー（KEEP）」

・ 「広陵元気塾」

（基本目標3（2）関係） 社会参加・生きがいづくり



◆ 福祉分野だけでなく、普段から顔見知りの関係性をつくる。

→ 災害時など「いざ」というときに助け合える関係性

例：地域のお祭り、清掃活動、PTA活動、習いごとの親同士の交流

（基本目標3（1）関係） 居場所づくり・交流の場づくり

このような活動、取り組みにより交流を増やすことが「人と人とのつながり」「お互いに助け合う関係」をつむぐこととなります。

これらの取り組みは、「広陵町自治基本条例第5条（町民の権利）」に関係します。

以下、条文抜粋

第5条 町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有する。

2 町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。